

四日市市告示第252号

四日市市機構集積協力金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市機構集積協力金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市機構集積協力金交付要綱(平成29年四日市市告示第73号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地域の中心となる経営体（以下「担い手」という。）への農地集積や分散した農地の連担化が円滑に進むようにするため、<u>農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定による指定を受けた法人をいう。</u>以下「機構」という。）を通じた担い手への農地集積と集約化に協力する者に対して機構集積協力金（以下「協力金」という。）を交付することについて、農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象者等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) 地域集積協力金 <u>実施要綱別記3の第5の1</u>に定める地域</p> <p>(2) <u>集約化奨励金</u> <u>実施要綱別記3の第6の1</u>に定める地域</p> <p>(3) <u>経営転換協力金</u> <u>実施要綱別記3の第7の1</u>に定める者</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地域の中心となる経営体（以下「担い手」という。）への農地集積や分散した農地の連担化が円滑に進むようにするため、<u>農地中間管理機構（以下「機構」という。）</u>を通じた担い手への農地集積と集約化に協力する者に対して機構集積協力金（以下「協力金」という。）を交付することについて、農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象者等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) 地域集積協力金 <u>実施要綱別記2—1第5の1</u>に定める地域 (新設)</p> <p>(2) <u>経営転換協力金</u> <u>実施要綱別記2—1第6の1</u>に定める者</p>

2 協力金の交付要件は、次の各号に掲げる協力金の種類に応じて、当該各号に定めるものとする。

- (1) 地域集積協力金 実施要綱別記3の第5の3に定める要件
- (2) 集約化奨励金 実施要綱別記3の第6の2に定める要件
- (3) 経営転換協力金 実施要綱別記3の第7の2に定める要件

3 協力金の交付額は、次のとおりとする。ただし、実施要綱別記3の第11の5の(1)の規定に基づき、三重県が配分基準を定めた場合には、その交付額とする。

- (1) 地域集積協力金 実施要綱別記3の第5の3に定める額
- (2) 集約化奨励金 実施要綱別記3の第6の3に定める額
- (3) 経営転換協力金 実施要綱別記3の第7の3に定める額

(交付申請)

第4条 協力金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる協力金の区分に応じて当該各号に定める交付申請書を作成し、必要となる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 四日市市機構集積協力金(地域集積協力金・集約化奨励金) 交付申請書(第1号様式)
- (2) 経営転換協力金
 - ア 農業部門の減少により経営転換する農業者 四日市市機構集積協力金(経営転換協力金) 交付申請書(第2号様式)
 - イ リタイヤする農業者又は農地の相続人 四日市市機構集積協力金(経営転換協力金) 交付申請書(第3号様式)

2 協力金の交付要件は、次の各号に掲げる協力金の種類に応じて、当該各号に定めるものとする。

- (1) 地域集積協力金 実施要綱別記2—1第5の4に定める要件
(新設)
- (2) 経営転換協力金 実施要綱別記2—1第6の2に定める要件

3 協力金の交付額は、次のとおりとする。ただし、実施要綱別記2—1第10の5の(1)の規定に基づき、三重県が配分基準を定めた場合には、その交付額とする。

- (1) 地域集積協力金 実施要綱別記2—1第5の3に定める額
(新設)
- (2) 経営転換協力金 実施要綱別記2—1第6の3に定める額

(交付申請)

第4条 協力金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる協力金の区分に応じて当該各号に定める交付申請書を作成し、必要となる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 地域集積協力金 地域集積協力金(集積・集約化タイプ) 交付申請書(第1号様式)又は地域集積協力金(集約化タイプ) 交付申請書(第2号様式)
- (2) 経営転換協力金
 - ア 農業部門の減少により経営転換する農業者 経営転換協力金交付申請書(第3号様式)
 - イ リタイヤする農業者又は農地の相続人 経営転換協力金交付申請書(第4号様式)

(協力金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する協力金の交付の申請を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、適当であると認めた場合は、協力金の交付を決定し、四日市市機構集積協力金交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 交付決定の通知を受けた申請者は、通知のあった日から起算して30日を経過するまでの間に、四日市市機構集積協力金実績報告書(第5号様式)を市長に提出するものとする。

(額の確定及び交付)

第7条 市長は、申請者から実績報告が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき協力金の額を確定し、四日市市機構集積協力金交付金額確定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

第8条 申請者は、前条に規定する協力金の額の確定の通知があったときは、四日市市機構集積協力金交付請求書(第7号様式)(以下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに協力金を交付するものとする。

(協力金の返還)

第9条 申請者が、実施要綱別記3の第6の5の規定に該当することが明らかになった場合には、市長は速やかに協力金の返還の請求を行うものとする。

(協力金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する協力金の交付の申請を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、適当であると認めた場合は、協力金の交付を決定し、機構集積協力金交付決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 交付決定の通知を受けた申請者は、通知のあった日から起算して30日を経過するまでの間に、機構集積協力金実績報告書(第6号様式)を市長に提出するものとする。

(額の確定及び交付)

第7条 市長は、申請者から実績報告が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき協力金の額を確定し、機構集積協力金交付金額確定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

第8条 申請者は、前条に規定する協力金の額の確定の通知があったときは、機構集積協力金交付請求書(第8号様式)(以下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに協力金を交付するものとする。

(協力金の返還)

第9条 申請者が、実施要綱別記2-1第6の5の規定に該当することが明らかになった場合には、市長は速やかに協力金の返還の請求を行うものとする。

第1号様式から第7号様式までを次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所
氏 名

年度四日市市機構集積協力金（地域集積協力金・集約化奨励金）交付申請書

年度において、機構集積協力金の交付を受けたいので、四日市市機構集積協力金交付要綱第4条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 補助金等交付申請金額 金 円

2 添付書類

(1) 機構集積協力金交付事業実施計画

(2) その他

「個人情報の取扱い」に 記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
----------------------------	-------------------------------

四日市市機構集積協力金（経営転換協力金）交付申請書

四日市市長

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
 また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は廃止部門の経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日	年	月	日
交付申請者欄	フリガナ				
	氏名				
	住所	(〒 -)			
		都道府県	市区町村		
電話	- -	FAX	- -		

(1) 経営面積

自作地		借地		貸付地(津波被災地域の場合)		合計	
	m ²		m ²		m ²		m ²

※ 特定農作業委託を行っている農地は自作地に含まれます。

(2) 交付申請面積及び交付申請金額
 ((1)の自作地(及び貸付地)の内数)

所在	地番	地目	面積
			m ²
			m ²
			m ²
			m ²
交付申請面積(合計面積)			a

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
 ※ それぞれの面積はm単位とし、1m未満は切り捨てて記入してください。
 ※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
 ※ 遊休農地は、交付申請面積に含めることはできません。

交付申請金額	万円
--------	----

(3) 耕作を続ける農地

自作地		借地		合計	
	m ²		m ²		m ²

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の所有の有無	(「有」の場合) 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明(※該当しない場合は申請できません。)	<input type="checkbox"/> 該当する
------------	--	-------------------------------

(4) (集落営農組織への特定農作業委託の場合) 特定農作業受委託契約を締結した集落営農組織名

集落営農組織名	
---------	--

※ 特定農作業受委託契約書を添付してください。

(5) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

四日市市機構集積協力金（経営転換協力金）交付申請書

四日市市長

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
 また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日	年	月	日
交付申請者欄	フリガナ				
	氏名				
	住所	(〒 -)			
			都道府県	市区町村	
電話	- -	FAX	- -		

(1) 経営面積

自作地		借地		貸付地(津波被災地域の場合)		合計	
	m ²		m ²		m ²		m ²

※ 特定農作業委託を行っている農地は自作地に含みます。

(2) 交付申請面積及び交付申請金額
 ((1)の自作地(及び貸付地)の内数)

所在	地番	地目	面積
			m ²
			m ²
			m ²
			m ²
交付申請面積(合計面積)			a

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
 ※ それぞれの面積はm²単位とし、1m²未満は切り捨てて記入してください。
 ※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
 ※ 遊休農地は、交付申請面積に含めることはできません。

交付申請金額	万円
--------	----

(3) 耕作を続ける農地

自作地		借地		合計	
	m ²		m ²		m ²

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の所有の有無	(「有」の場合) 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明(※該当しない場合は申請できません。)	<input type="checkbox"/> 該当する
------------	--	-------------------------------

(4) (集落営農組織への特定農作業委託の場合) 特定農作業受委託契約を締結した集落営農組織名

集落営農組織名	
---------	--

※ 特定農作業受委託契約書を添付してください。

(5) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

(第1号様式から第3号様式までの別添)

個人情報の取扱い

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の□印にレ印を必ずご記入ください。

機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

市は、機構集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市は、本事業の実施に係る集落等への説明会や県及び国への報告等で利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等 （注1）	農地集積・集約化対策事業、規模拡大交付金交付事業、経営継承・発展等支援事業、農業次世代人材投資資金（経営開始型）、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、農地利用効率化等支援交付金 等
関係機関 （注2）	国、県、市町、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農地中間管理機構、県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農地集積協力金交付事業の事業実施主体、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体 等

住 所
氏 名

年度四日市市機構集積協力金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度四日市市機構集積協力金については、
四日市市四日市市機構集積協力金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決
定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 補助金の額 金 円

2 補助金の対象となる事業

3 補助金等の交付条件

- (1) 補助金等に関する法令、規則及び要領等に定めるところの条件に従わなければならない。
- (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
- (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存
しなければならない。
- (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
- (5) この事業に係る一切のことについて、市、県及び国が監査を行うことがある。

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所
氏 名

年度四日市市機構集積協力金実績報告書

年 月 日付け四日市市 第 号－ をもって交付決定のあった
年度四日市市機構集積協力金について、下記のとおり実施したので、四日市市機構集積協力金交付
要綱第6条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績 機構集積協力金交付事業実績報告書のとおり
- 2 添付書類 (1)機構集積協力金交付事業実績報告書
(2)その他

住 所

氏 名

年度四日市市機構集積協力金交付金額確定通知書

年 月 日付けで提出のあった 年度四日市市機構集積協力金実績報告書については、四日市市機構集積協力金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

補助金の確定額 金 円

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

四日市市機構集積協力金交付請求書

四日市市長

住 所
※氏 名

下記の金額を請求いたします。

金 _____ 円

但し、 _____ 年度四日市市機構集積協力金

※申請者の記載にあたっては署名又は記名押印をする

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)